三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第4条 省略	第1条~第4条 省略
(失職の特例)	(失職の特例)
第5条 法 <u>第16条第2号</u> に該当するに至つた職員のうち、刑の執行を猶予された者については、任命権者は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、その者の罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとすることができる。	
2 省略	2 省略

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第20条の2 省略	第1条~第6条 省略

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3まで においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員 に対し基準日から起算して 1 箇月を超えない範囲内において規則で定める日 (次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。 これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して 法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規 定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とす る。

2~5 省略

- 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかか わらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、そ の支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) 省略
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4 項の規定により失職した職員(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を 除く。)
 - (3)~(4) 省略
- 第21条の3 省略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日 を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し、その者の基 進日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間に (期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3まで においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員 に対し基準日から起算して 1 箇月を超えない範囲内において規則で定める日 (次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。 これらの基準目前1筒月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の 規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とす る。

2~5 省略

- 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかか わらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、そ の支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) 省略
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4 項の規定により失職した職員

(3)~(4) 省略

第21条の3 省略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日 を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し、その者の基 準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間に おける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に 支給する。これらの基準目前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号 に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で 定める職員を除く。)についても、同様とする。

2~5 省略

第23条~第24条 省略

(休職者の給与)

第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員 災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤 をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に 掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の 全額を支給する。

2~5 省略

- 6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条 第1項に規定する期末手当の基準目前1月以内に退職し、若しくは法第16条 第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、 その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。 ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 省略

以下省略

おける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に 支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で 定める職員を除く。)についても、同様とする。

2~5 省略

第23条~第24条 省略

(休職者の給与)

第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員 災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤 をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に 掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の 全額を支給する。

2~5 省略

6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条 第1項に規定する期末手当の基準目前1月以内に退職し、又は死亡したとき は、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができ る。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 省略

以下省略

改正案

職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現行

第1条~第2条 省略

(旅費の支給)

- 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給 する。
- 2 省略
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2 号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに進ず る理由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規 定による旅費は支給しない。

4~6 省略

以下省略

第1条~第2条 省略

(旅費の支給)

- 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給 する。
- 2 省略
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1 号から第4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ず る理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規 定による旅費は支給しない。

4~6 省略

以下省略